

熊本県歯 Vol. 6

2014.3.31 発行

国保だより

国保だよりはホームページからも閲覧できます。 <http://www.kuma8020.com/kokuho/>

平成26年4月より**保険料**が変わります！

●医療分保険料

甲種組合員

※最高限度額 40万円

所得割額

社保・国保の前年診療報酬に1,000分の4を賦課

均等割額は変更なし

ただし、申請により減額される額が変更されます。

乙種組合員

均等割額

8,500円
新

← 7,000円
旧

乙種組合員
(勤務医)

均等割額

11,500円
新

← 9,500円
旧

●後期高齢者支援金分保険料*

全ての保険者
(0歳以上75歳未満)

3,400円
新

← 3,200円
旧

●介護保険料

第2号被保険者
(40歳以上65歳未満)

3,600円
新

← 3,400円
旧

保険料の月額

種別	介護 保険料	月額	内 訳
			(医療給付分+後期高齢者支援金分+介護)
甲種組合員	あり	23,000 + 所得割額	所得割額+16,000 + 3,400 + 3,600
	なし	19,400 + 所得割額	所得割額+16,000 + 3,400
乙種組合員	あり	15,500	8,500 + 3,400 + 3,600
	なし	11,900	8,500 + 3,400
勤務医	あり	18,500	11,500 + 3,400 + 3,600
	なし	14,900	11,500 + 3,400
甲乙種家族	あり	11,000	4,000 + 3,400 + 3,600
	なし	7,400	4,000 + 3,400

当月分の保険料は、当月の24日に引き落としとなります。
(24日が土・日・祝日の場合は翌営業日)
保険料の明細書は、月末の発送物に同封いたします。

医療機関の適正受診にご協力ください

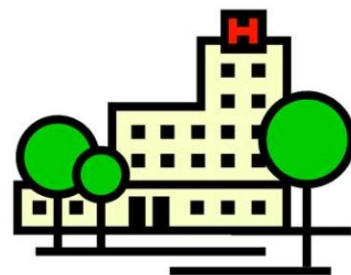
国民健康保険から支払われる医療費は、皆様からいただく保険料や国の補助金等で賄われています。
医療費を有効に使うためにも、日頃から次のことにご留意ください。

1. かかりつけ医をもちましょう

病歴や体質などを把握してくれるので、効果的な治療を受けられます。
気になる症状があれば、まずはかかりつけ医を訪ねるようにしましょう。

2. 休日や夜間の診療は控えましょう

急病などのやむを得ない場合を除き、診療時間内に受診しましょう。
時間外の診察は加算料金が発生します。



3. 重複受診はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診すると、医療費が増加するばかりではなく、何度も検査や処置・投薬などを行うので体にも負担がかかります。

4. 柔道整復師(整骨院・接骨院)での治療は制約があります

業務上並びに通勤災害以外で発生した負傷に限ります。
(急性または亜急性の外傷性の捻挫・打撲・挫傷、骨折、脱臼、不全骨折)

健康保険適用除外申請は忘れずに！

注意！！

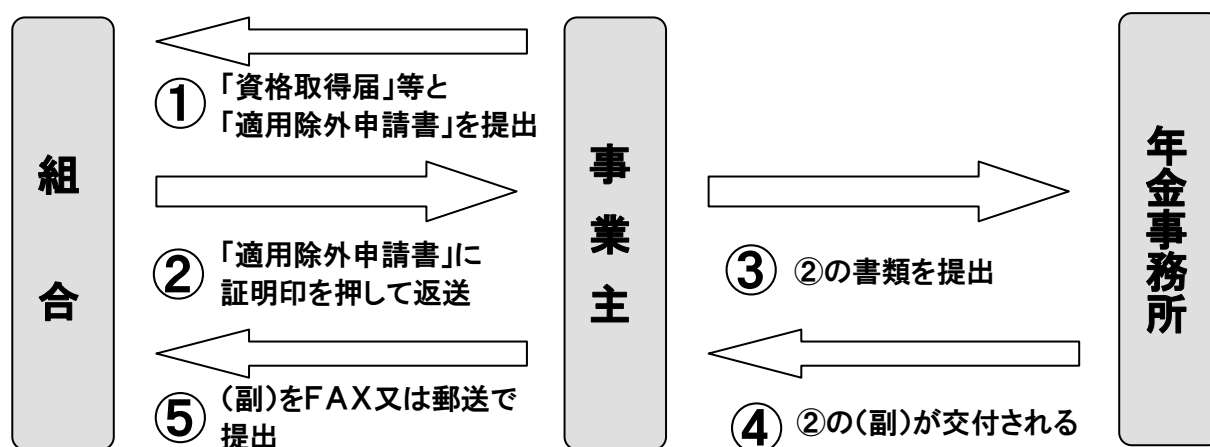
事実の発生した日から、**5日以内**に年金事務所に申請しなければなりません。

なお、やむを得ない理由により、5日以内に届け出が出来なかった場合は、「5日以内に届出ができなかったその理由を記載した理由書」の添付が必要です。

法人事業所・常勤従業員が5人以上の個人事業所

「法人事業所」並びに**「常勤従業員が5人以上の個人事業所」**は、社会保険（健康保険と厚生年金）の強制適用となります。しかし、健康保険については、「健康保険被保険者適用除外承認申請」をして承認されれば、組合に加入する（資格継続）ことができます。

申請の流れ



パートさんの取扱い

従業員の人数としてパート、アルバイトさんは人数に含める必要はありません。しかし、下記に該当する場合は常勤と同じ扱いを受けます。

労働日数
1ヶ月の労働日数が常勤の4分の3以上
労働時間
1日の労働時間が常勤の4分の3以上

◎パート証明

パート、アルバイト扱いの方は、パート証明を提出していただくことになります。様式は組合にありますのでご連絡下さい。

パート → 正規雇用、正規雇用 → パート となった場合もご連絡ください。

適用除外事業所の資格喪失をされた事業所

従業員数が4名以下になり、適用除外の資格喪失を年金事務所に提出された場合は、必ず組合へご連絡下さい。

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方へ

70歳の誕生日の翌月※から医療費の **窓口負担が2割になります** (※ただし、各月1日が誕生日の方はその月から2割になります)

70歳から74歳の方の窓口負担は法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされていました。平成26年度から、より公平な仕組みとするために2割負担に見直されることになりました。

対象者

26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方
(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

2割となる時期

70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)から
例)平成26年4月2日~5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。

ご注意

一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方へ

平成26年4月以降も医療費の **窓口負担は1割のまま変わりません** (※平成26年3月2日~4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、3割から1割になります)

平成26年4月以降も、引き続き特例措置の対象になります。

対象者

26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方
(誕生日が昭和19年4月1日までの方)

ご注意

一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、この上限額も変わりません。
(※平成26年3月2日~4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、69歳までと比べて上限額が下がります。)

阿蘇ファームランドのお知らせ

阿蘇ファームランドからの特別優待料金のチラシを同封しております。是非ご覧下さい。

期間:2014年4月1日~2015年3月31日

